

# 個別指導の改善を求めて

## 詳細報告

①

### 関東信越11保険医協会・保険医会と関東信越厚生局との懇談

本紙前号で報道したように、昨年12月14日、本会も含めた関東信越の各保険医協会・保険医会は関東信越厚生局(本局)との懇談を行った。7月に提出していた改善要請書への回答と、当日行われた意見交換についてあわせて紹介する。

懇談の冒頭、埼玉県保険医協会・青山副理事長より、法令順守の観点で個別指導が行われるよう、信頼関係を醸成しながら、今日は実りある懇談にしたいとの挨拶がな

された。厚生局医療課・河西課長からは、医療保険制度の発展は国民の願いであること、保険医療の維持・発展が国民からみてどうかという視点でも考えていく必要がある、とのコメントがなされた。

※下線部は事前提出の要請書に記載した質問と、それに対する回答。下線なしは要請書にはない追加の質問・意見交換(以下、**協**:協会側発言、**厚**:厚生局側発言)

### 作成・保存していない日計表等は持参しなくても良い(歯科個別指導)

**協** 持参するカルテの期間は2カ月分、最長でも直近1年とすること。

**厚** 持参物については「指導大綱関係実施要領」(1996.3.29付保険局医療課医療指導監査室長)に基づき通知が出ており、都道府県個別指導は当通知に準じている。

**協** 日計表等、指導で必要ないものは持参物から削除すること。

**厚** 上述の通知で共同指導の例に準じてお願いしている。(2014.9.25付通知により)都道府県歯科の個別指導の持参物は保険医療機関において日計表等を「作成・保存」している場合に持参をお願いするとなっている。通知の通り、「作成・保存」がない場合には新たに作成する等の対応は不要で、各事務所には説明、相談してもらうようしている。

**協** 指導対象は2カ月なのに、非常に長い期間のカルテ持参を求められる。指導の場では直近のカルテは見るが、古い時期のものは

ほとんど見ない。非常に労力を要するのでせめて最長で1年にしてもらいたい。日計表や領収証はほとんど見られていない。通知がきてか



厚生局の河西医療課長(右)に指導改善の要請書を手渡す

らの準備では時間が限られているし、不備があると中断になる。被指導医が厚生局に連絡して交渉するのは心情的に難しい。予め直近

1年にしてもらおうと負担が減る。**厚**「特定共同指導等に係る取扱いについて」(2016年3月22日付、以下『特定共同指導通知』)、「都道府県歯科個別指導における持参物について」(2014年9月25日付、以下『歯科通知』)により若干の変更があるが、この通知に基づいて持参物はお願している。

**協** 管内でも各都県によっては持参物が減って改善しているところもあれば、増えているところもあり足並みが揃っていない。各都県の事務所に指導してほしい。

「医療指導監査業務等実施要領」(以下『実施通知』)によると、レセプトは「可能な限り指導月に近い時期のものを選定する」とある。実質的には一年以上も前のカルテ等は不要ではないか。また、ある

### 電子カルテ持込みに対応した汎用PCを検討したい

**協** 電子カルテ等の持ち込みで医療機関に負担をかけないこと。

**厚** レントゲン画像など電子媒体で保存している場合は前述の歯科通

県の歯科の実施通知は、2015年度版では持参物毎に「作成・保存していない場合は持参する必要はない」と記載されていたが、2016年度版では記載が削除された。「作成・保存していない場合は持参する必要はない」という取り扱いは現在も有効と考えるが、実施通知からでもできれば削除せず、この取り扱いが現在も有効であると各事務所に周知してもらいたい。

**厚** そもそも実施通知は特定共同指導の実施要領に準じている。1つ1つの項目に「必要ない」と記載する方法もありかもしれないが、一括して最後にその趣旨を入れる方法もあると思う。表記の仕方は各都県の判断。

歯科通知に基づいた対応の遵守を周知することは必要と考えている。

**協** 県単位では閲覧の設備を持参せよとの記載があるところもある。ノートPCなら持参可能だが、デスクトップなどの場合持っていくのは事実上不可能に近い。指導を受ける側も行う側も、無理のない持参物の記載に今後改められないか。

**厚** 持参物は特定共同指導通知に準じて行っている。指導では汎用タイプのノートPCなど連絡なく持参するケースも考えられる。画像データは対応できるかもしれないが、カルテは汎用タイプのPCでは展開できない可能性があり、専用のシステムを持参してもらう必要があるかと思う。汎用タイプのPCは備えることも検討したい。

**協** 東京では複数台用意しろといわれたという報告がある。PCは1台あれば回転して見ればよいのでは。

**厚** 2台ないとダメということではない。

**厚** 知で、USBメモリ等の持参も可能となった。当該媒体の確認を要することも含めて、事前に各事務所に説明してもらうようにしている。